

○八千代市総合計画審議会条例

昭和44年10月 1 日

条例第37号

改正 昭和53年12月 1 日条例第24号

平成10年11月24日条例第34号

平成20年 9 月30日条例第20号

令和 3 年 3 月25日条例第 1 号

(設置)

第 1 条 本市に、八千代市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 総合計画の推進に関する事項
- (3) 総合計画の効果検証に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項第 1 号に規定する事項について諮問があったときは、調査審議の上、市長に答申しなければならない。

(令 3 条例 1 ・全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員21人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民 3 人以内
- (2) 学識経験者 4 人以内
- (3) 関係行政機関の職員及び公共的団体を代表する者 10人以内
- (4) その他市長が必要と認める者 4 人以内

2 委員の任期は、2 年とする。

3 委員の欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭53条例24・平10条例34・平20条例20・令 3 条例 1 ・一部改正)

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(令3条例1・一部改正)

(会議の招集)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、前条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、市長が招集するものとする。

(令3条例1・一部改正)

(会議)

第6条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平10条例34・一部改正)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、審議会が市長の同意を得て別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年条例第24号)

この条例は、昭和54年2月1日から施行する。

附 則 (平成10年条例第34号)

この条例は、平成11年1月15日から施行する。

附 則 (平成20年条例第20号)

この条例は、平成21年1月15日から施行する。

附 則 (令和3年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。